

第1節 公共施設等の災害復旧・復興

災害復旧計画は、被災した各施設等の原型復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備えるものとし、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して策定する。

また、市域が著しく異常かつ激甚な被害を受けた場合には、被災地域の復旧にとどまらない再建に向けた復興計画を、都市構造や産業構造の再構築などを含めて検討し、策定する。

- 第1 災害復旧事業の実施体制
- 第2 災害復旧事業計画の策定
- 第3 復興計画の策定等

第1 災害復旧事業の実施体制

関係各部（関係各班）

地震により被害を受けた施設の復旧を迅速に実施するために、県及び関係機関等と調整のうえ、実施に必要な職員の配備、職員の応援等必要な措置を講じ、実施体制を確立する。

第2 災害復旧事業計画の策定

関係各部（関係各班）

災害応急対策を実施した後、市は施設の被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに策定する。

1 災害復旧事業計画の基本方針

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の策定にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関等と十分連絡調整を図り、計画を策定する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう関係機関等と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業
- イ 道路公共土木施設災害復旧事業
- ウ 単独災害復旧事業
 - (ア) 河川災害復旧事業
 - (イ) 道路災害復旧事業

- (2) 都市施設災害復旧事業計画
 - ア 街路災害復旧事業
 - イ 下水道施設災害復旧事業
 - ウ 公園等施設災害復旧事業
 - エ 都市排水施設災害復旧事業
 - オ 堆積土砂排除事業
 - カ その他の災害復旧事業
- (3) 農林施設災害復旧事業計画
- (4) 農林土木施設災害復旧事業計画
- (5) 上水道災害復旧事業計画
- (6) 下水道災害復旧事業計画
- (7) 廃棄物処理施設災害復旧事業計画
- (8) 住宅災害復旧事業計画
- (9) 社会福祉施設及び児童福祉施設災害復旧事業計画
- (10) 公共医療施設，病院等災害復旧事業計画
- (11) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (12) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (13) 中小企業の振興に関する事業計画
- (14) その他の災害復旧事業計画

第3 復興計画の策定等

総合政策部（政策審議室）

著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第2項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害を受けた場合，市は，必要に応じ「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年6月施行）に基づき，県が定めた復興基本方針を踏まえ，復興計画を定めるものとする。

1 復興推進本部の設置

被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で，必要に応じて復興推進本部を設置し，国，県を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら，迅速かつ的確に復興対策を実施する。

2 復興計画の作成

大規模な災害により市域が壊滅し，社会経済活動に甚大な被害が生じた災害においては，被災地域の再建は，都市構造の改変，産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり，これを可及的速やかに実施するため，市は県の復興基本方針を踏まえ，被災地域の復旧にとどまらない再建に向けた復興計画を策定し，関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進めるものとする。

第2節 激甚災害の指定

著しく激甚である災害が発生した場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を速やかに調査し、把握するとともに、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

第1 方針

第2 激甚災害の指定手続き

第3 激甚災害に係る特別財政援助

第1 方針

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）が制定されている。

本市域に大規模災害が発生した場合は、激甚法に基づく激甚災害の早期指定を受け、災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施を図る。

第2 激甚災害の指定手続き

1 県知事への報告

(1) 災害状況等の報告

大規模な地震が発生した場合、市長は激甚法第2条に基づく激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等を県知事に報告するとともに、県が行う調査に対しても積極的に協力する。

(2) 報告事項

被害の状況等の報告は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条第1項に定めるところにより、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。

- ア 災害の種類
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の程度（災対法施行規則別表第1に定める事項）
- オ 災害に対しとられた措置
- カ その他必要な事項

2 国における指定手続き

激甚災害の指定に至るまでの国における手続きは次のとおりである。

- (1) 県知事から報告を受けた内閣総理大臣が、中央防災会議に諮問する。
- (2) 中央防災会議は、激甚災害であるかどうかの判断及び発動すべき特別措置の範囲を激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて審議決定し、答申する。
- (3) 答申を受けた内閣総理大臣は、閣議決定を経て政令を制定し、公布する。

第3 激甚災害に係る特別財政援助

関係各部（関係各班）

1 特別財政援助の交付手続き

激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付に係る調書等を速やかに作成し、県の関係部局に提出する。

2 財政援助対象事業等

「激甚法」に定める財政援助等を受ける事業等は次のとおりである。

区 分	対 象 事 業	適 用 条 項
(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<ul style="list-style-type: none"> ①公共土木施設災害復旧事業 ②公共土木施設災害関連事業 ③公立学校施設災害復旧事業 ④公営住宅災害復旧事業 ⑤生活保護施設災害復旧事業 ⑥児童福祉施設災害復旧事業 ⑦老人福祉施設災害復旧事業 ⑧身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ⑨知的障害者援護施設災害復旧事業 ⑩婦人保護施設災害復旧事業 ⑪感染症予防施設災害復旧事業 ⑫感染症予防事業 ⑬堆積土砂排除事業(公共的施設区域内, 公共的施設区域外) ⑭湛水排除事業 	<ul style="list-style-type: none"> 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3条関係 第3, 19条関係 第3, 19条関係 第3, 9条関係 第3, 10条関係
(2) 農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ①農地等の災害復旧事業 ②農林水産業共同利用施設災害復旧事業 ③開拓者等の施設の災害復旧事業 ④天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例 ⑤森林組合等の行う堆積土砂の排除事業 ⑥土地改良区等の行う湛水排除事業 ⑦共同利用小型漁船の建造 ⑧森林災害復旧事業に対する補助 	<ul style="list-style-type: none"> 第5条関連 第5, 6条関係 第7条関係 第8条関係 第9条関係 第10条関係 第11条関係 第11条の2関係

区 分	対 象 事 業	適 用 条 項
(3) 中小企業に関する特別の助成	①中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ②小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例 ③事業共同組合等の施設の災害復旧事業 ④中小企業者に対する貸金の融通に関する特例	第12条関係 第13条関係 第14条関係 第15条関係
(4) その他の財政援助及び助成	①公立社会教育施設災害復旧事業 ②私立学校施設災害復旧事業 ③市町村が施行する感染症予防事業 ④母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 ⑤水防資材費の補助の特例 ⑥り災者公営住宅建設事業 ⑦産業労働者住宅建設資金融通の特例 ⑧公共土木施設，公立学校，農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等） ⑨雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	第16条関係 第17条関係 第19条関係 第20条関係 第21条関係 第22条関係 第23条関係 第24条関係 第25条関係

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助の確保

災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に必要な資金需要額を把握し、早期にその財源確保に努める。

第1 法律等により一部負担又は補助を受ける事業

第1 法律等により一部負担又は補助を受ける事業

関係各部（関係各班）

災害復旧事業に伴う財政の援助及び助成に関しては、法律等により国がその全部若しくは一部を負担する。また補助を受ける災害復旧事業費は、知事の報告及び市長が提出する資料、実地調査の結果等に基づき決定され、適正かつ速やかに行うこととなっている。

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は次のとおりである。

事業名	根拠となる法律等
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法
農林水産業施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
都市災害復旧事業	建設省都市局長通達都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
土地区画整理事業（急施を要す）	土地区画整理法
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法
身体障害者更正援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法
知的障害者援護施設災害復旧事業	知的障害者福祉法
婦人保護施設災害復旧事業	売春防止法
感染症予防施設災害復旧事業	感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律
感染症予防事業	感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律
予防接種	予防接種法
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

中小企業信用保険法による災害関係保証	中小企業信用保険法
水防施設の設置費	水防法
り災者公営住宅建設事業	公営住宅法
産業労働者住宅建設資金の融通	産業労働者住宅資金金融資法
道路の復旧事業	道路法
河川の復旧事業	河川法
上水道・簡易水道災害復旧事業	水道法
公共下水道・流域下水道災害復旧事業	下水道法
都市下水路災害復旧事業	下水道法
災害等廃棄物処理事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
廃棄物処理施設災害復旧事業	廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱
災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する法律

(注) 単独災害復旧事業として採択される事業

- 1 補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業
- 2 庁舎，試験場等の公用施設
- 3 災害応急復旧工事
- 4 災害関連工事
- 5 国庫補助制度があっても補助災害復旧事業の対象としない施設の災害事業

第4節 民生安定化のための緊急措置

大災害が発生した場合には、住居や家財等をそう失するなど、多くの市民が被害を受け、心の動揺や生活の混乱をきたす。このため、市及び関係機関は相互に協力し、市民の生活の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講ずる。

- 第1 生活相談の実施
- 第2 リ災証明書の発行
- 第3 災害弔慰金等の支給
- 第4 被災者生活再建支援制度
- 第5 災害援護資金等の貸付
- 第6 住宅確保の支援
- 第7 被災中小企業等の復旧支援
- 第8 市税等の徴収猶予及び減免

第1 生活相談の実施

総合政策部（広報広聴班）、関係各部（関係各班）

被災者のための相談所を設け、相談、要望等を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、対応を要請する。

また市役所、避難所等に被災相談所を設け、相談業務を実施し、被災者の生活安定の早期回復に努める。

第2 リ災証明書の発行

理財部（調査第1班・調査第2班）、市民まちづくり部（市民班）、消防部（消防班）

リ災証明は、災害救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に市長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

1 リ災証明の証明項目

リ災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目を証明するものとする。

- (1) 家屋の損壊等に関する証明項目
 - ア 全壊、半壊、一部損壊
 - イ 流出、床上浸水、床下浸水
 - ウ その他
- (2) 家屋の火災に関する証明項目
 - ア 全焼、半焼、部分焼、ぼや
 - イ 全損、半損、小損
 - ウ その他

2 り災証明書の発行手続き等

(1) 被害調査の実施

理財部調査班及び消防部消防班は、り災証明書の発行に先立ち、必要な被害状況の調査を行う。この場合、専門的な調査を必要とするとき等においては、関係各部又は関係団体等の協力を得て行うものとする。

なお、り災証明書発行のための調査の実施にあたっては、その他の被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査などの各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間保険損害調査との違い等について被災者に説明する。

(2) り災台帳の作成

上記の被害調査の結果を基に、り災台帳を作成する。

(3) り災証明書の発行事務

市民まちづくり部市民班及び消防部消防班（火災に限定）は、被災者の「り災証明書」発行申請により、上記り災台帳で確認し、発行するものとする。

3 その他

り災証明書の証明手数料は、無料とする。

なお、り災証明書の様式は、[資料震復4-1 り災証明書(願)]に示すとおりとする。

第3 災害弔慰金等の支給

保健福祉部（生活班）、市民まちづくり部（生活安心班）

市民の福祉及び生活安定に資するため、宇都宮市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第51号）及び宇都宮市小災害被災者の援護に関する規則（昭和44年規則第40号）に基づき、次のとおり災害弔慰金、災害障害見舞金、災害見舞金及び死亡弔慰金の支給等を行う。

1 災害弔慰金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号、以下「法」という。）に規定する災害により市民が死亡したときは、条例に基づきその者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行う。

[資料震復4-2 災害弔慰金の概要]

2 災害障害見舞金

法に規定する災害により市民が負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに法で定める程度の精神又は身体に障がいがあるときは、条例に基づき災害障害見舞金の支給を行う。

[資料震復4-3 災害障害見舞金の概要]

3 災害見舞金及び死亡弔慰金

市民が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準に達しない災害により被害を受けたときは、宇都宮市小災害被災者の援護に関する規則に基づき、災害見舞金又は死亡弔慰金の支給を行う。

[資料震復4-4 災害見舞金及び死亡弔慰金の概要]

第4 被災者生活再建支援制度

保健福祉部（生活班）

1 被災者生活再建支援制度

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給し、その自立した生活の開始を支援する制度である。

2 栃木県被災者生活再建支援制度

平成24年5月に発生した竜巻災害において、茨城県では被災者生活支援法が適用されたが、本県では、被災者再建支援法の要件を満たさなかったため、適用されず、不均衡な状態が生じた。このため、県と市町が共同し、被災者再建支援法が適用されない被災世帯を支援する独自の制度を平成25年4月に創設した。

なお、平成26年5月に住宅の全壊等1世帯以上の被害から対象とする制度の見直しを行った。

第5 災害援護資金等の貸付

保健福祉部（生活班）、社会福祉協議会

1 災害援護資金

災害救助法による救助が行われた災害により、家財等に被害のあった者に対し、その生活の立て直しに資するため、条例に基づき災害援護資金の貸付を行う。

[資料震復4-5 災害援護資金の概要]

2 生活福祉資金

災害救助法の適用に至らない小災害時に、県が実施する災害困窮者等への生活福祉資金貸付制度の周知を図り、同制度の円滑な活用を図れるよう、相談窓口等において助言等を行う。

[資料震復4-6 生活福祉資金貸付制度の概要]

第6 住宅確保の支援

建設部（住宅班）、都市整備部（建築指導班）

住宅に被害を受けた被災者への住宅確保策として、住宅金融支援機構の行う被災者向け低利融資の活用を図れるよう、被災者への制度の周知や借入に関しての指導等を行う。

また、住宅に関する相談窓口を設置し、総合的な住宅情報の提供に努める。

第7 被災中小企業等の復旧支援

経済部（商工振興班，農業企画班，農林生産流通班）

被災した中小企業者及び農林水産業者の経営の再建と生産力の回復を図るため、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、国、県及び関係機関に協力を要請する。

第8 市税等の徴収猶予及び減免

理財部（主税班，調査第1班，調査第2班），保健福祉部（援護第1班，保険年金班）

被災した納税義務者又は特別徴収義務者等に対し、「地方税法」又は「宇都宮市税条例」等により、市税等の緩和措置を図るため、実態に応じて納税期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

1 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付できないと認められるときは、職権又はその者の申請により2か月を超えない期限においてこれらの納税期限を延長する。

2 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税者又は特別徴収義務者が、市税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ないと認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

3 減免

被災した納税者に対し必要と認められる場合は、その者の申請に基づき、市税等の減免を行う。